

蒲郡市いちご交配用みつばち導入事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 蒲郡市いちご交配用みつばち導入事業費補助金（以下「補助金」という。）は、いちご生産の安定化に強力に取り組み、需給と価格の安定を図るとともに、いちご産地の構造改革を推進し、いちご経営の発展を図るため、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱で必要な事項を定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、市内に住所を有する農業者、農業協同組合及び農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）とする。

(交付対象事業)

第3条 交付の対象とする事業は、いちご圃場における交配用みつばちの導入事業とする。

(補助金の額)

第4条 この補助金の交付額は、交配用みつばちの導入価格の10%以内の率を乗じて得た額とし、100円未満は切り捨てるものとする。ただし、2万円を限度額とする。

2 補助金は、交付対象者に当該年度につき1回を限度として交付する。

(交付対象期間)

第5条 交付対象事業の実施期間は、当該年度の4月1日から同年度の3月31日までとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする交付対象者は、蒲郡市いちご交配用みつばち導入事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請書の提出時期は、別に定める期日までとする。

3 交付対象者は、補助金の交付に係る手続及び補助金の受領を農業協同組合又は農事組合法人に委任することができる。この場合において、委任を受けた者が前

項の申請を行うときは、蒲郡市いちご交配用みつばち導入事業費補助金交付手続及び補助金受領に係る委任状(第2号様式)を交付申請書に添付するものとする。

- 4 交付対象者は、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該補助金の額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めた者について、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、補助金の交付を申請した交付対象者に対して、蒲郡市いちご交配用みつばち導入事業費補助金交付決定通知書(第3号様式)により、速やかに補助金の交付決定を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第2項の規定による補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)が規則第8条に規定する申請の取下げをする場合は、交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 補助金交付決定者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市いちご交配用みつばち導入事業費補助金変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定内容を変更し、又は条件を付し、蒲郡市いちご交配用みつばち導入事業費補助金変更決定通知書(第5号様式)により、補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助金交付決定者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を得なければならない。

(事業遅延の報告)

第11条 補助金交付決定者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金交付決定者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、蒲郡市いちご交配用みつばち導入事業実績報告書（第6号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する市長が必要と認める書類については、別に定めるものとする。

3 第1項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、実績報告があったときは、内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市いちご交配用みつばち導入事業費補助金確定通知書（第7号様式）により、当該補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を前金払により交付することができる。

(帳簿等の備付)

第15条 補助金交付決定者は、当該補助事業に係る収入、支出に関する帳簿及び証拠書類その他実施の経過を明らかにする必要な書類を備えて当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第16条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定により、補助金交付決定者に対してその状況を調査し、又は報告を求めるものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。